

身体的拘束等の適正化のための指針

茨城県立あすなろの郷

令和 5年 3月30日

1 基本理念

身体拘束等の行動制限は人権擁護の観点から問題があるだけでなく、利用者のQOL（生活の質）を根本から損なう危険性を有しています。そこで、本指針により、茨城県立あすなろの郷における利用者の人権を保障するとともに、身体拘束等の行動制限をしない支援の実施に努めます。

2 身体拘束等に該当する具体的な行為

- (1) 身体拘束等の行動制限については、以下のような行為が該当します。
 - ア 車椅子やベッド等に縛り付ける。
 - イ 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
 - ウ 行動を制限するために、保護衣（つなぎ服）を着せる。
 - エ 利用者を押さえつけて行動を制限する。
 - オ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
 - カ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

3 身体拘束等による弊害

- (1) 身体的弊害
 - ア 関節拘縮，筋力低下，圧迫部位の褥瘡の発生
 - イ 食欲低下，心肺機能や感染症への抵抗力低下
 - ウ 転倒，転落，拘束具による窒息等事故の誘発
- (2) 精神的弊害
 - ア 人としての尊厳の侵害
 - イ 利用者の不安や怒り，屈辱，諦めなど精神的苦痛
- (3) 施設内弊害
 - ア 職員の士気の低下，支援技術の低下
 - イ 入所に対する罪悪感，怒り，後悔など家族の受ける精神的苦痛
- (4) 社会的弊害
 - ア 障害福祉サービス事業所への不信感，偏見
 - イ 身体拘束にかかる医療的処置による経済的損失

4 身体拘束等適正化の方針

(1) 身体拘束等の禁止

ア 茨城県立あすなろの郷においては、原則として身体拘束等を行いません。

(2) やむを得ず行動制限を行う場合の対応について

ア 本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、利用者本人・家族等への説明・確認を得て行います。

(様式1)

要件	内容
切迫性	利用者本人または他の利用者の生命または身体の危険にさらされる可能性が著しく高いこと
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

イ 身体拘束実施の場合は、都度、原則2名以上の職員の相談により実施の決定をする。

(3) 記録と検証について

ア 身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束を行った場合には、必要な事項を記録します。(様式3記録用紙(行動制限記録用紙))

※必要な事項：①態様

②時間

③利用者の心身の状況、

④緊急やむを得ない理由

⑤実施者名(原則2名以上の判断)

イ 日々の心身の状態について十分な観察を行うとともに、やむを得ない理由により身体拘束等が継続される場合は、定期的な話し合いにより、できるだけ早期に拘束を解除するための検証を行い記録します。(様式2)

ウ 記録用紙(行動制限記録用紙)については、様式3(3-1, 3-2, 3-3)を使用する。

(4) 身体拘束等禁止に取り組む姿勢

ア 身体拘束等禁止に関する取り組みは、所長を中心として、多職種連携で取り組みます。

イ 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。

ウ 利用者の意思をくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、その人らしい暮らしを支援する個別支援計画を策定し実行します。

エ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行為は行いません。

オ 利用者の生命または身体を保護するためであっても、常に代替的な方法を考えます。

カ 「やむを得ない」と拘束に該当する行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者が主体的に生活できるよう努めます。

5 身体拘束等適正化のための体制

- (1) 茨城県立あすなろの郷身体拘束適正化等検討部会（以下、「検討部会」という）を設置し、年2回以上開催します。
- (2) 検討部会の構成メンバーは、以下のとおりとします。
 - ア 検討部会の委員は、所長が指名し、別途運営要領に定めます。
 - イ 検討部会の委員には、委員長、副委員長を定め、委員長を支援部長、副委員長を支援調整課長とします。
- (3) 検討部会では、以下の項目について検討・決定します。
 - ア 身体拘束の状況、手続き、方法についての適正化の確認をします。
 - イ 身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善について検討します。
 - ウ 身体拘束廃止に関する職員への指導を行います。
 - エ その他身体拘束廃止の推進に関し必要な事項について検討します。
- (4) 検討部会において、策定された対策等については、茨城県立あすなろの郷虐待防止委員会へ提出します。

6 身体拘束等適正化のための研修

- (1) 身体拘束等適正化のため、所内全職員を対象とした職員研修を開催します。
- (2) 新規採用時（中途採用を含む。）に、身体拘束等適正化のための研修を実施します。
- (3) 研修の内容は、以下のとおりとします。
 - ア 身体拘束等の適正化に関する基礎的内容の適切な知識の普及・啓発
 - イ 本指針に基づく、身体拘束等の適正化に関する徹底

7 利用者等に対する指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、本施設で使用するマニュアルに綴り、すべての職員が閲覧を可能とするほか、利用者又は利用者家族等関係者からの求めに応じ閲覧できるようにすると共に、ホームページへの掲載をします。

付則	この要項は、令和元年12月5日施行
付則	この要項は、令和4年10月5日施行
付則	この要項は、令和5年3月30日施行